

# 令和6年度 岩手県文化遺産防災訓練

## 1 主催

岩手県立博物館・岩手県博物館等連絡協議会

## 2 本訓練のねらい

- (1) 実際の災害対応の現場における最新の防災マップ活用状況と課題について知る。
- (2) 所属毎に異なる災害対応の実情について、情報交換を行う。
- (3) 発災時、1次レスキュー（安全な場所への移送）及び後方支援の現場で求められるノウハウについて体感する。
- (4) (1)～(3)を通して、本県の文化遺産を「共に守る」という機運・体制づくりをはかる。

## 3 次第

13:00～13:30 受付

13:30～13:40 開会行事 [講堂]

13:40～14:10 講演 蝦名裕一先生（東北大学災害科学国際研究所）

14:15～14:55 訓練1 グループワーク [教室]

15:00～16:00 訓練2 シミュレーション [教室・展示室・講堂]

16:00～16:15 閉会行事 [講堂]

## 4 館内利用等に関するご案内

- ・講堂内の空席にお荷物を置いていただけますが、貴重品は常に携帯ください。
- ・講堂内での飲食はご遠慮ください。水分補給は、ホワイエまたは2階喫茶ひだまりにてお願いいたします。（ひだまりでは飲食物の持ち込み・飲食が自由となっています。）
- ・当館は敷地内禁煙となっております。ご協力をお願いいたします。
- ・昨年度の訓練内容などは、「東北発 博物館・文化財等防災力向上プロジェクト」特設サイト（右コード）をご参照ください。



【訓練1】

# 令和6年度 文化遺産防災訓練ワークシート

グループワークに向けて、以下について可能な範囲でご所属先等の実情をお書きください。

(平時の対応)

1 ご所属先では所管する文化遺産(または所蔵資料)防災のマニュアル作成や防災訓練が行われていますか？

はい ・ いいえ ・ 準備中 ・ よくわからない

(「はい」の場合、具体をご記入ください)

(有事対応)

2 人命に関わるほどの深刻な災害が発生した際、ご自身はどのような対応が求められる見込みですか。

所管する文化遺産や施設の保全 ・ 避難所運営等本来業務とは異なる対応 ・ よくわからない

(直近で災害対応に当たった経験がある場合、内容を具体的にお書きください)

(今後の課題)

3 ご所属先が所管する文化遺産・文化施設が大規模災害で被災した際、その救援活動に関してどのような支援が必要と感じますか。

例) 情報収集、文化遺産・資料レスキューのための人員派遣、資材提供

(複数お書きいただいてもかまいませんが、最も優先度が高いと感じるものに印をつけてください)

【訓練2・現地用】

1次レスキュー予備調査カルテ（簡易版）

対象：岩手県立博物館

No. 凡例

資料名	(ネームプレートの名称を転記)		サイズ	(目視で確認可能なおよそのサイズを記入)	
材質	(不明の場合「不明」、自然史資料の場合「実物標本」なども可)	被害	(訓練の際は想定される損傷・劣化を記入)	所在	(資料の所在を記入)
経路	(搬出時の留意点等を記入。特に困難が認められなければ「問題なし」)		梱包材	(搬出に特に必要な資材を記入)	
その他	(指定の有無やタイプ標本、多人数での搬出の必要など特記事項を記入)				

No. 具体例1

資料名	鯨尾兜		サイズ	高80cm×幅30cm×奥30cm	
材質	皮、鉄 ※漆塗	被害	転倒により一部折れ	所在	総合展示室（歴史）
経路	問題無し 但しケース進入は一人が限度		梱包材	綿布団、段ボール（大）	
その他	岩手県指定文化財				

No. 具体例2

資料名	聖観音菩薩立像		サイズ	高30cm×幅10cm×奥5cm	
材質	銅	被害	なし	所在	文化史展示室
経路	壁付ケース入り口が歪み開扉不能		梱包材	専用収納容器は収蔵庫で無傷	
その他	重要文化財、寄託資料				

No. 具体例3

資料名	算額		サイズ	縦80cm×横150cm×厚5cm	
材質	木	被害	漏水を浴びる	所在	特別展示室
経路	周囲ガラス散乱		梱包材	板段ボール、エアキャップ	
その他	壁面に固定している演習具を取り外すためドライバーが必要。安全な搬出には最低4人必要。				

【訓練 2 ・ 現地用】

1 次レスキュー予備調査カルテ（簡易版）

対象：岩手県立博物館

No.

資料名			サイズ		
材質		被害		所在	
経路			梱包材		
その他					

No.

資料名			サイズ		
材質		被害		所在	
経路			梱包材		
その他					

No.

資料名			サイズ		
材質		被害		所在	
経路			梱包材		
その他					

No.

資料名			サイズ		
材質		被害		所在	
経路			梱包材		
その他					

【訓練2・会長→総括課長】

令和 年 月 日

岩手県教育委員会生涯学習文化財課総括課長 様

岩手県博物館等連絡協議会  
会長 高橋 廣至

岩手県博物館等連絡協議会加盟館・園の被災状況について（報告）

このことについて、以下の通り報告いたします。

また、下記被災資料の救援活動について外部支援を要請いたします。

また、~~下記被災資料の救援活動については、県内機関で対応可能と判断したため、現時点で外部への支援要請は見合わせます。~~

1. 被災施設名及び要救援資料点数

施設名： \_\_\_\_\_ 点数： \_\_\_\_\_ 点

2. 事由

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日に発生した \_\_\_\_\_ により被災。

3. 要救援資料内訳

種別	点数	内訳	被災状況	備考 (指定の有無等)
地質資料				
考古資料				
歴史資料				
民俗資料				
生物資料				

【訓練2・後方支援】

支援可能資源集計表（個別）

組織名：

1. 人員

名

名前	専門分野	日数

※訓練では所属長の許可が得られた場合、翌週内（月一日）活動可能な人員を想定する。

2. 物品

車両  台  
発電機  台  
コンテナ  箱  
スコップ  本

コンパネ  枚  
手押一輪車  台  
ブルーシート  枚

上記以外の工具・梱包材等

※数量のほか、段ボールは箱・板・巻きの別、エアキャップは幅なども。

3. 被災資料等受入

資料一時保管

コンテナ  分程度

冷凍庫

容積  ℓ 程度

※一人暮らし用冷蔵庫の冷凍庫が25ℓ程度となります。

【訓練2・後方支援】

### 支援可能資源集計表（全体）

組織名：

1. 人員

例) 1人が3日参加可能→3人・日

計  人・日

2人が1日ずつ参加可能→2人・日

専門分野	人・日	所属先

2. 物品

車両  台  
発電機  台  
コンテナ  箱  
スコップ  本

コンパネ  枚  
手押一輪車  台  
ブルーシート  枚

上記以外の工具・梱包材等

3. 被災資料等受入

資料一時保管

コンテナ  分程度

受入先：

冷凍庫

容積  ℓ 程度

受入先：

## 岩手県博物館等連絡協議会の支部の区分及び運営について【訓練用】

岩手県博物館等連絡協議会規約（以下「規約」という。）第 5 条に定める支部の区分及び運営について、次のとおり定める。

### 記

#### 1 岩手県博物館等連絡協議会支部の構成団体会員

支部	博物館等の所在が下記市町村にある団体会員
盛岡	盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町
県北	久慈市、二戸市、八幡平市、一戸町、岩手町、軽米町、葛巻町、洋野町、九戸村、野田村、普代村
沿岸	宮古市、大船渡市、釜石市、陸前高田市、岩泉町、住田町、山田町、大槌町、田野畑村
県南	一関市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町
県央	北上市、遠野市、花巻市、西和賀町

#### 2 支部の事業について

- (1) 各支部においては、規約第 4 条に定める目的を達成するために、必要な事業を行うこと。
- (2) 大規模災害が発生した場合は、下記 3 の「被災文化財等救援体制」に基づいて、迅速に対応すること。

#### 3 災害が発生した場合の被災文化財等救援体制について

- (1) 支援支部等（下記以外にも、必要に応じて、会長が要請するものとする

被災支部	支援支部（原則）	会長の要請による支援支部等
盛岡	・全支部	・状況により専門的知識を有する博物館等
県北	・盛岡支部 ・沿岸支部	
沿岸	・全支部	
県南	・県央支部 ・盛岡支部	
県央	・盛岡支部 ・県南支部	



#### 4 災害が発生した場合の被災文化財等救済支援に関する事務処理について

- (1) 被災地の支部長は、大規模な災害が発生し、文化財等に被害が発生した場合は、支部内の博物館等施設に関する情報を入手するものとする。
- (2) 被災地の支部長は、被害の状況を会長へ報告する。
- (3) 会長は、被災支部の被害に関する情報を生涯学習文化財課総括課長に提供し、必要な指導・助言を受けるものとする。
- (4) 支援体制案に定められた支援支部は、各支部長の指示により、対応可能な範囲での救援活動を行う。
- (5) 会長は、被災の状況を勘案し、必要に応じて専門的知識を有する博物館等、さらには他県への支援を要請する。
- (6) 被災地の支部長は、その後の被災状況などを随時、会長へ報告する。
- (7) 県立博物館職員は、支援活動に当たり各支部の支援活動従事職員を統括するものとする。
- (8) 会長は、随時、生涯学習文化財課総括課長へ支援活動の状況を報告し、必要な指導・助言を受けるとともに、各支部長へ情報を伝達するものとする。
- (9) 支援に要する経費の負担については、相互支援の趣旨から、原則として支援活動を行う館・園の対応とする。

#### 5 その他

- (1) 各支部長は、救援等活動の内容について、翌年度の4月末日までに会長へ報告するものとする。
- (2) 支部の運用に当たっては、本規約の規定を準用すること。

#### 6 適用年月日

平成 25 年 7 月 25 日